# 令和6年度 第1回東京都医療審議会 開催内容要旨

#### 1 議事

特定労務管理対象機関の指定について

# 【対象医療機関】

- (1) 医療法人社団明芳会 イムス東京葛飾総合病院
- (2) 医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院

### 【該当資料】

- (1) 特定労務管理対象機関の指定について
- (2) 令和6年度第1回特定労務管理対象機関指定について

## 【議事要旨】

令和6年4月から、勤務医の時間外・休日労働の上限規制が適用開始となりました。 やむを得ず、高い上限時間を適用する医療機関については、開設者の申請により、医療法に基づき医療審議会への意見聴取を経て、都道府県知事が特定労務管理対象機関と して指定することとなっています(医療法第113条第5項\*)。

※特定労務管理対象機関は、特定地域医療提供機関(B水準)、連携型特定地域医療提供機関(連携B水準)、技能向上集中研修機関(C-1水準)、特定高度技能研修機関(C-2水準)の4種。同項は特定地域医療提供機関について規定し、他の機関も同項を準用。

今般、上記2医療機関について、特定地域医療提供機関(B水準)として申請がありました。両医療機関は、令和5年度に指定予定でしたが、医療機関勤務環境評価センター(以下「評価センター」という)における評価に時間を要したことから、令和6年度に申請となったものです。

今年度に入り両医療機関は、評価センターから、いずれも「医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる」との評価を得たところです。

その後、都においては、当該評価を踏まえ、東京都特定労務管理対象機関指定要綱に基づき審査を行い、指定要件に適合していることを確認いたしました。

これを踏まえ、都として、両医療機関を特定労務管理対象機関として指定したく存じます。御意見等ございましたら「御意見書」により御提出くださいますようお願いいたします。御提出の無い場合は、御意見なしとさせていただきます。

なお、本審議会への意見聴取に先立ち、令和6年9月13日開催の東京都地域医療対 策協議会にて、両医療機関の指定に問題ない旨、ご確認いただいたことを申し添えます。